

武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例

武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月武蔵野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
第3条（略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>	第3条（略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	ただし書の削除

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

（提案理由）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の施行による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。